

ざいりゅうしかく 在留資格について

1. 今の「在留カード」に書いてある在留期限が、2020年3月1日から3月31日までの人は、特別に手続きの日を延ばすことができます。「在留カード」に書いてある在留期限から1か月が過ぎる日までに、入管(出入国在留管理庁)に行ってください。書類を出すことができます。「短期滞在」と「特定活動(出国準備期間)」の人はできません。

2. 新しいコロナウイルスのため、

- ・自分の国に帰る飛行機に乗ることができない人
- ・自分の国の家に帰ることができない人

は仮の在留資格をもらうことができます。

(1) 「技能実習」「特定活動(建設で働いている外国人・造船で働いている外国人)」で今までと同じ所で働きたい人
→「特定活動(30日働くことができる)」に在留資格を変えることができます。

(2) その他の在留資格で日本にいる人で((1)で、仕事をしない人も)
→「短期滞在(30日日本に在留資格をいことができる)」に在留資格を変えることができます。

質問がある人は：

出入国在留管理庁

外国人在留総合インフォメーションセンター(大阪)

TEL 0570-013904